

令和6年2月22日

都道府県消防設備協会 御中

(一財) 日本消防設備安全センター

PFOS等を含有する泡消火薬剤の在庫量に関する調査の周知について（依頼）

平素から安全センターの業務運営に格別のご支援ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

このたび、環境省では、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和48年法律第117号）第28条第2項に規定する技術上の基準の遵守の実態について把握し、残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約第7条に基づき作成される国内実施計画に反映させるため、PFOS等を含有する泡消火薬剤の市中在庫量の調査を実施することとしております。それに伴い、消防庁予防課に（一社）日本消火装置工業会の協力を得て実施する部分について協力依頼がありました。それを受けて別添のとおり消防庁予防課より当安全センターあてに都道府県消防設備協会会員事業所へ周知されるよう依頼が発出されたところです。

つきましては、当該依頼について貴協会の会員事業所に機会をとらえて周知していただくようお願いいたします。

なお、参考までに平成22年消防庁通知の省略したものを添付します。

- ・「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令附則第三項の規定により読み替えて適用する同令第三条の三の表 PFOS 又はその塩の項第四号規定する消火器、消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤に関する技術上の基準を定める省令」の公布について（通知）平成22年9月3日消防予第384号ほか
- ・化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令附則第三項の規定により読み替えて適用する同令第三条の三の表 PFOS 又はその塩の項第四号に規定する消火器、消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤に関する技術上の基準を定める省令の施行に伴う留意事項について（通知）平成22年9月3日消防予第385号ほか
- ・PFOS等含有泡消火薬剤を使用する泡消火設備の点検基準の改正及び点検上の留意事項等について（通知）平成22年9月30日消防予第442号

業務部

審議役兼業務課長 齋藤

03-5422-1493